

規 約

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、堀江地域活動協議会(以下「本会」という。)と称し、事務所を堀江会館(大阪市西区南堀江 1 丁目 1 3 番 2 3 号)に置く。

(活動区域)

第 2 条 本会の活動の対象地域は、堀江地域(北堀江 1～4 丁目及び南堀江 1～4 丁目の一部)とする。(別図に定めるとおり)

(構成)

第 3 条 本会は、堀江地域(以下「本地域」という。)においてまちづくり活動を行う団体(別表に定める団体)により構成する。

2 団体の入会及び退会は、運営委員会において決議する。

(目的)

第 4 条 本会は、本地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域の様々な団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んで行くことを目的とする。

(活動)

第 5 条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地域のコミュニティづくりに関する活動
- (2) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する活動
- (3) 地域福祉や健康づくりに関する活動
- (4) 子どもの健全育成や非行防止に関する活動
- (5) 生涯学習や郷土文化の継承に関する活動
- (6) 環境美化に関する活動
- (7) 本会の予算、決算、広報等に関する活動
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する活動

- 2 なお次の活動は行わないものとする。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持する活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持する活動
 - (5) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党に反対することを目的とする活動

第2章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第6条 本会は、活動の推進のため、運営委員会を組織する。

- 2 運営委員会は、次の各号に定める者(以下「運営委員」という。)により組織する。
 - (1) 本会を構成する団体(別表に定める団体)の代表者
 - (2) 前号に定める運営委員による運営委員会において、本会の適切な運営に必要と認めた者

(運営委員の任期)

第7条 前条2項に定める運営委員の任期は2年とする。

(運営委員会の議決事項)

第8条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算、実績報告及び決算に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 本地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第9条 運営委員会は、次の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の3分の1以上から請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第10条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第11条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

- 2 第13条に定める書面表決等を行った場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議決)

第12条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第13条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、次の各号に定めるところにより議決に加わること(以下「書面表決等」という。)ができる。

- (1) 書面による表決
- (2) 他の運営委員を代理人とする表決の委任
- 2 前項に定める書面表決等を行った場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第14条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の総数及び出席者数(書面表決等による出席を含む。)
- (3) 議事項目(開催目的、審議事項及び議決事項)
- (4) 議事内容(議事の経過の概要及びその結果)

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項（議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。）

（議事録の公開）

第15条 前条に定める議事録については、活動地域の住民(以下、「地域住民」という。)、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

2 閲覧の方法は運営委員会が別に定める手順による。

第3章 役員

（役員及び監事）

第16条 本会は、次の役員及び監事(以下、「役員等」という。)を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 部会長 各1名（ただし、部会を設置した場合に限る）
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

（役員等の選任）

第17条 役員等は運営委員会において選任する。

2 会長は運営委員会の同意を得て役員を任命することができる。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

（役員等の職務）

第18条 役員等の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる
- (4) 会計は、本会の会計を担当する
- (5) 監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監査する

（役員等の任期）

第19条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により再任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 部会

（部会の設置）

第20条 本会は、特定の活動推進を目的として、運営委員会の議決を経て、部会を置くことができる。

第5章 事業計画・予算・会計

（事業計画及び予算）

第21条 本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第22条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

3 閲覧の方法は運営委員会が別に定める手順による。

（会計帳簿の整備及び公開）

第23条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会計に関する帳簿について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

3 閲覧の方法は運営委員会が別に定める手順による。

（事業年度）

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 本規約は、運営委員会の議決により変更することができる。

第7章 雑則

(施行)

第26条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

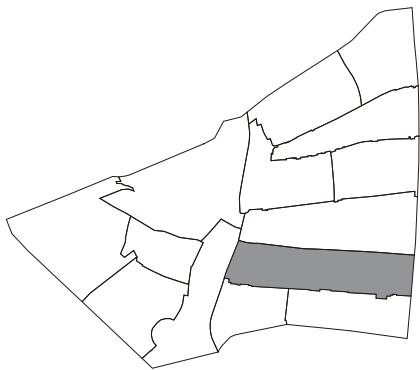
(附則)

- 1 この規約は、本会設立の日から施行する。
- 2 運営委員及び役員等の任期については、初期に限り、平成26年3月までとする。

堀江地域活動協議会 活動地域



※この地図は、国土地理院発行の2千5百分の1地形図(大阪市)を使用したものである。



大阪市西区全体図

【堀江地域】

北堀江1丁目、北堀江2丁目、北堀江3丁目、北堀江4丁目
南堀江1丁目の一部、南堀江2丁目の一部
南堀江3丁目の一部、南堀江3丁目の一部